

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡市長 川田 翔子

市町村名 (市町村コード)	八幡市 (26210)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡地区 (一区、二区、園、科手、森、三ヶ町、長町、樋ノ口、五区、六区、橋本)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (令和6年度第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市内の他地域に比べ、70歳以上の農業者が耕作している比率が高く、将来的に引き受け手の不足が想定される。直近の意向調査によると、地権者においては大規模な基盤整備を求める声は少ないことから、既存の農道や水路の整備を行うことで、貸付等による農地の受け手の確保を進めていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状では水稻の作付が多い地域であるが、ネギや軟弱野菜をはじめとした野菜の生産も見られる。継続して認定農業者等への集積、集約を進める中で、畑地化や団地化の形成についても検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	110.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取り組んでいく。集約化については、土地所有者の意向も踏まえつつ、経営体間の話し合いをもとに検討を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づき、農地中間管理機構を活用した利用権設定による農用地の集積及び集約化を進めていく。その際、農地利用最適化推進委員や現地推進役と調整し、所有者の意向、担い手への経営意向のマッチングを行い、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
既存の土地改良施設の維持、補修を中心に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者の直近での活用予定はないが、作業の効率化が期待できる防除作業等について、地域内で情報共有を図り、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②堆肥の活用等をはじめ、環境へ配慮した農業の実践を目指す。
 ③スマート農業機器の導入による農作業の省力化、効率化に取り組む。
 ④転換作物の生産が固定化している水田について、畑地化を検討する。